

# 金沢市聴力障害者福祉協会会則

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は金沢市聴力障害者福祉協会と称する。

(事務所)

第 2 条 本会の事務所は金沢市高岡町 7 番 2 5 号金沢市松ヶ枝福祉館内におく。

(組 織)

第 3 条 本会は金沢市在住の聴覚障がい者を以て組織する。

## 第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 4 条 本会は聴覚障がい者の人権を尊重し文化水準の向上や親睦を図り、その福祉を増進し、以て社会福祉に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 5 条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 職業、生活、福祉に関する相談指導
2. 手話通訳者、要約筆記者の養成と派遣
3. 総会、講演会、研修会の開催
4. レクリエーション等の開催
5. その他本会の目的達成上必要と認めるもの

## 第 3 章 会 計

(収 入)

第 6 条 本会の経費は次に掲げる収入を以て充てる。

1. 会員より徴収する年間会費
2. 事業より生ずる収入
3. 補助金、寄付金、その他の収入

(会計年度)

第 7 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(予 算)

第 8 条

1. 本会の予算は理事会が作成し、定例評議員会の議決を経て、会長がこれを定める。
2. 補助金支出は昨年度の 3 月 31 日終了時点で納入した会員した会員数により、計上して支払うとみなされる。

(決算)

## 第9条

1. 本会の決算は収支決算書、財産目録などの必要とみなされる会計書類を会計終了後2ヶ月以内に理事会が作成し、監事の監査を経てから、評議員会の承認を受けなければならない。
2. 前項の承認を得た会計は決算とみなす。

## 第4章 理事、監事、評議員

(理事定数)

第10条 本会に次の理事をおく。

|      |    |      |     |
|------|----|------|-----|
| 会長   | 1名 | 事務局長 | 1名  |
| 会計部長 | 1名 | 担当理事 | 若干名 |

理事の定数は、前年度の会員数に0.05を乗じ小数点以下を繰り上げた数を基準とし、事業の内容や規模などを鑑みた上で前年度の評議員会において決定する。

(理事の職務)

第11条 会長と事務局長は理事の互選により選出する。

会長は本会を代表し、会務を統轄する。

事務局長、理事は理事会の議を経て会長が委嘱する。

事務局長は会長を補佐し、会長に事故がある時はその職務を代行する。

理事は会長より委任された会務を分担し処理する。

(理事の選出)

第12条 理事は過去に評議員として2年以上活動を行ったことのある会員、または他県で理事以上の役職を1年以上経験し、理事が推薦した会員の中から選挙または信任投票によって選出されるものとする。

選挙または信任投票によらないで、新たに理事を委嘱したい時は評議員会の承認を得るものとする。

理事の選出及び委嘱にあたっては本人の意志が尊重されなければならない。

第13条 理事は理事会を組織し、次に掲げる事項を審議、決定する。

1. 事業計画ならびに活動方針の立案
2. 会計予算の編成
3. 会計決算の認定
4. 会則の変更提案
5. その他会長において認めた事項

(理事の任期)

第14条 理事の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

任期途中においても必要と認める時は理事会ならび評議員会の承認を得て理事の交代・補充を行うことができる。

不測の事態により、任務を遂行できない場合、理事会の承認を得て、代理を選出する事ができる。

(監事の職務)

第15条 監事は会員を代表して、協会の運営、会計決算内容を監査する。

(評議員)

第16条 評議員は会員の中から推挙された者を会長が委嘱する。

1. 評議員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
2. 評議員の定数は前年度の会員数に0.15を乗じた数とし、小数点以下は繰り上げる。
3. 欠員が生じた場合は評議員会で事情を説明しなければならない。
4. 不測の事態により、任務を遂行できない場合、理事会の承認を得て代理を選出することができる。

第17条 評議員は評議員会を組織し、会長から委嘱された事項を審議する。

1. 事業報告及び計画の承認
2. 歳入歳出予算及び決算の承認
3. その他会長の附議した事項

(諮問機関)

第18条 本会に顧問、参与を若干名おくことができる。

顧問、参与は理事会の議を経て会長が委嘱し、重要な事項について会長の諮問に応じる。

委嘱にあたっては本人の意志が尊重されなければならない。

(運営委員)

第19条 本会に運営委員を若干名おくことができる。

運営委員は会長、事務局長が任を負い、必要に応じて会長が任命する。

## 第5章 会 員

(会員の資格)

第20条 金沢市に在住する聴覚障がい者で、本会の趣旨目的に賛同して入会した者を正会員とする。それ以外の者で入会を希望する者は賛助会員とする。賛助会員は評議員権を有しない。

(会員の義務)

第21条 会員は別に定める所により年間会費を納入するものとする。

既納の会費または拠出金はその理由を問わず返還しないものとする。

(懲 罰)

第22条 会員で本会の名誉を損なう行為、趣旨目的に反する行為、モラルハラスメント（モラハラ）、パワーハラスメント（パワハラ）、セクシャルハラスメント（セクハラ）等のハラスメント行為があった時は、理事会の議決を経て懲罰を行うことができる。

懲罰は次の5種に分ける

1. 戒告（口頭での注意）
2. けん責（書面での反省）
3. 活動の停止（期限付き）
4. 役職解除（役職の取り消し・解除）
5. 除名（強制退会）

(退 会)

第23条 会員は、退会届を金沢市聴力障害者福祉協会に提出し任意に退会することができる。

会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

1. 本人が死亡したとき
2. 本人、又はその家族と連絡がとれないとき
3. 会費を1年以上納入しないとき

## 第6章 会 議

(会議の種類)

第24条 会議は総会、評議員会、理事会、運営委員会とする。

第25条 総会は毎年1回開催し、次の事項を附議する。

1. 会務報告
2. 会計決算報告
3. 活動方針
4. 会計予算案
5. その他会長において認めた事項

第26条 評議員会は毎年1回開催とする。

会長が必要と認める時は臨時にこれを開催することができる。

第27条 理事会、運営委員会は必要の都度これを開催する。

(招 集)

第28条 会議はすべて会長がこれを招集する。

(議 長)

第29条 会議の議長はその都度互選する。

第30条 議長は中立的な立場で遂行しなければならない。

(開会及び議決)

第31条 評議員会及び理事会はその評議員または理事定数の3分の2以上の出席により成立する。出席が困難な者は委任状の提出により、出席に代える事ができる。

第32条 会議の議事は出席者の過半数で決する。  
可否同数である時は議長が決する。  
重要事項については出席者の3分の2以上で決する。

(会則の変更)

第33条 本会の会則を変更する時は、理事会の議決を経て評議員会の3分の2の承認を受けなければならない。承認を得た時は総会に報告する。  
役員体制を解散した時は、理事会がその精算にあたり、残余財産は会の目的の為に処分しなければならない。

## 第7章 附 則

第34条 本会則実施上必要な細則は理事会の議を経て、会長が別に定める。

第35条 本会の設立年月日を昭和25年5月7日とする。

第36条 本会則は昭和53年4月1日から実施する。

|      |       |     |     |
|------|-------|-----|-----|
| 一部改正 | 昭和57年 | 4月  | 1日  |
| 一部改正 | 平成9年  | 8月  | 22日 |
| 一部改正 | 平成11年 | 4月  | 18日 |
| 一部改正 | 平成12年 | 4月  | 16日 |
| 一部改正 | 平成14年 | 10月 | 30日 |
| 一部改正 | 平成16年 | 4月  | 18日 |
| 一部改正 | 平成19年 | 6月  | 9日  |
| 一部改正 | 平成21年 | 4月  | 26日 |
| 一部改正 | 平成23年 | 4月  | 26日 |
| 一部改正 | 平成25年 | 7月  | 29日 |
| 一部改正 | 平成27年 | 4月  | 27日 |
| 一部改正 | 平成28年 | 4月  | 24日 |
| 一部改正 | 平成31年 | 4月  | 21日 |
| 一部改正 | 令和2年  | 4月  | 26日 |
| 一部改正 | 令和3年  | 6月  | 6日  |

本会則実施後といえども実施前に生じた事項の効力はこれを妨げない。

## 細 則

### 選 考 (監 事)

監事は2名選出する。任期は2年とし、再任を妨げない。

不測の事態により、任務を遂行できない場合は代理として評議員の中から選出することができる。

### 役 員 改 選

1. 理事及び評議員の任期は2年とし、最終年に役員改選をしなければならない。順序は評議員選出、監事選出、理事選出とする。
2. 役員改選を開催するには本会会員定数の2分の1以上、出席しなければならない。出席が困難な者は委任状の提出により、出席に代える事ができる。
3. 選挙管理委員は運営委員が指名し、本会役員改選に2名を置く。なお選挙管理委員の資格は本会会員でない者に限る。
4. 本会役員改選においては評議員立候補者を信任投票とし、採決は出席者の多数決と有する。当選された評議員の中から理事立候補者を挙げて信任投票とし、採決は出席者の多数決と有する。当選された理事の中から会長、事務局長の役職を決定し発表する。
5. 立候補者が定員に満たない場合は、出席者及び委任者より立候補者を募る。その際は、本人の意思が尊重されなければならない。